

第1部 計画の策定にあたって

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

障害者施策に関する流れを振り返ると、わが国においては、昭和57年、「国連障害者の十年」の国内行動計画として、障害者施策に関する初の長期計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定され、平成4年には、その後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定されました。この新長期計画は、平成4年12月に改正された「障害者基本法」に基づく障害者基本計画として位置づけられるとともに、平成7年には、新長期計画の後期重点施策実施計画として「障害者プラン」が策定され、障害者施策の分野で初めて数値による施策の達成目標が掲げられました。これを引き継ぎ、平成14年には「新・障害者基本計画」及び「重点施策実施5ヵ年」が策定され、現在、各省庁の連携によって両計画が展開されています。

しかし、近年、高齢化の進行に伴う身体障害者数の増加や障害の重度化、重複化の傾向がみられ、また、社会・経済状況等の変化による心的ストレスを要因とした精神障害の増加もみられ、障害者福祉を取り巻くニーズは多様化しており、障害の状況に応じた施策の充実が急務となっています。

このような状況の中、個人の尊厳が尊重され、その人らしい自立した生活を送ることができるよう、社会福祉基礎構造改革の一環として平成12年に「介護保険制度」、平成15年には「支援費制度」が施行され、社会で支えあう障害者福祉施策の新たな枠組みがつくられました。そして平成17年には、今後、サービスのさらなる増加が予測される中、サービスの質を保ちつつ、必要なサービス量を確保し、安定的かつ効率的な制度体制を確保するため、「障害者自立支援法」が成立しました。この法律は、市町村を中心としたサービス提供体制を基本に、居宅・施設サービス体系の再構築や国・府・市町村・利用者の費用負担のあり方など、障害者福祉施策が抜本的に見直されることとなりました。

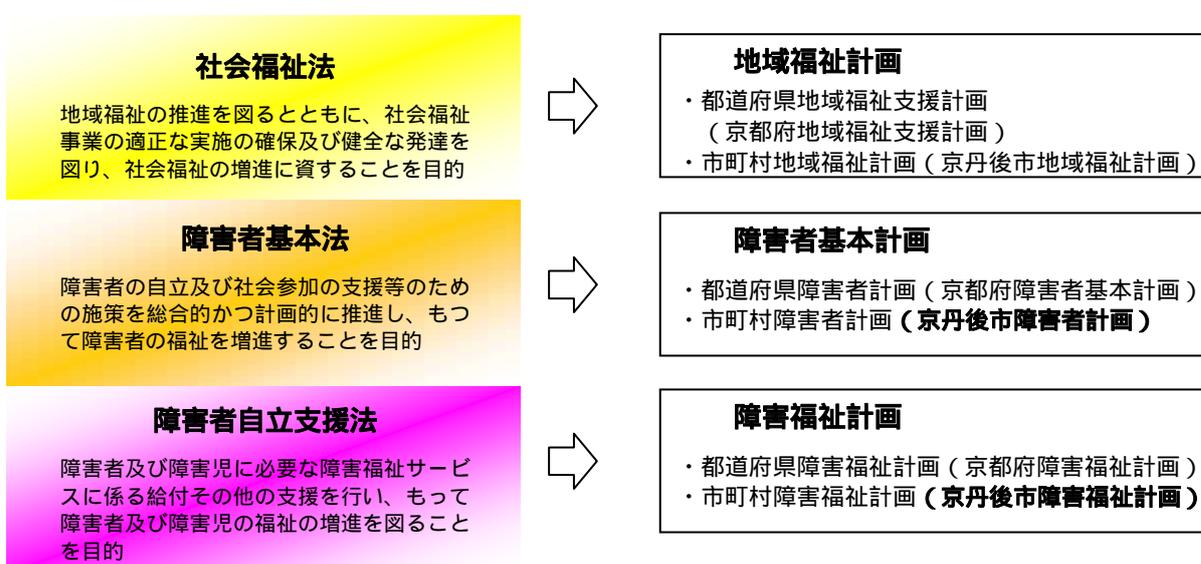
この計画は、これら国の流れ及び「第1次京丹後市総合計画」における基本方針である「生きる喜びを共有できる健やか安心都市」の実現をめざすため、長期的・総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障害者福祉の充実に向けての目標及び具体的な取り組みを明らかにしたものです。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく市町村障害者計画と、障害者自立支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画とを一体的に策定したものであり、京丹後市における障害者施策全般に関する基本的な計画として位置づけられるものです。このため、国の「障害者基本計画」及び京都府の「新・京都府障害者基本計画」を踏まえたものとしします。

また、この計画は「第1次京丹後市総合計画」の障害福祉分野の基本計画として位置づけられ、京丹後市の関連計画である「京丹後市地域福祉計画」「第3期京丹後市高齢者保健福祉計画」「京丹後市次世代育成支援対策行動計画」「京丹後市健康増進計画」等の各種計画との整合性を持ったものとしします。

参考



第3節 計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から平成23年度までの6年間とします。

ただし、障害福祉計画については、障害者自立支援法に基づく自立支援給付、地域生活支援事業等の各種福祉サービスについて、短期・中期的なサービス見込み量を算出する必要があることから、現行の施設が新たなサービス体系への移行を終了する平成23年度末までの目標値を設定するとともに、そこにいたる中間段階の位置づけとして、平成20年度までを第1期として定めます。その後、3年を1期として必要な見直しを行っていくものとします。

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
京丹後市障害者計画					
第1期 障害福祉計画			第2期 障害福祉計画		

第4節 計画の理念

「共に生きる障害者福祉の充実」

地域には子どもや大人、高齢者、障害のある人など様々な人が生活しています。だれもが住み慣れた地域で、生きる喜びを感じ、安心と尊厳を持って暮らせる社会を築くためには、障害のある人の生活においても当然の権利として、主体性を持って社会、経済、文化、スポーツなど、あらゆる活動に参加できる機会を保障された社会、物理的にも精神的にもバリアフリーの社会をめざしていかなければなりません。

京丹後市では、障害の有無にかかわらず一般社会の中で障害のある人とない人が共に生きる社会が普通の社会であるという「ノーマライゼーション」と障害があってもライフステージのすべての段階において社会経済的に普通の生活を営むことのできる状態を保障することが可能となるよう支援する「リハビリテーション」の理念のもと、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って共に社会の一員として、社会活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができる「共生社会」の実現に向けて施策の推進を図っていきます。

バリアフリー：

住宅建築用語として、障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ノーマライゼーション：

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害のある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の最も重要な理念。障害のある人を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

ライフステージ：

人の一生を幼年期から老年期までのいくつかに区分した段階。それぞれの段階において生じる生活問題に応じた福祉的援助のあり方が検討されている。

リハビリテーション：

障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力の回復を図るための技術的な訓練プログラムにとどまらず、そのライフステージのすべての段階で、社会的・経済的に普通の生活を営むことのできる状態を保障することができるように援助する、障害のある人の自立と参加をめざす障害者施策の理念。

第5節 計画の視点

1．社会のバリアフリー化の推進

障害の有無にかかわらず、だれもが持てる能力を最大限に発揮しながら住み慣れた地域において、安心・安全に生活できるよう、道路交通機関及び公共的な施設のバリアフリー化を進めます。また、ハード面だけでなく精神的な心のバリアフリーについても取り組みを進め、すべての市民が生活しやすい福祉のまちづくりを目指します。

2．障害の特性を踏まえた利用者本位の支援の展開

障害のある人一人ひとりのニーズに対応するため、個々の障害に応じたニーズを的確に把握するとともに、サービス事業者や民間企業、NPO、地域住民団体等と連携を図り、ライフステージの全段階を通じた総合的かつ適切な支援施策が行えるよう体制を整えていきます。

また、利用者が自らの選択に基づき適切なサービスを利用できるよう、相談、利用援助などの体制を充実します。

3．総合的かつ効果的な施策の推進

乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じて自分らしい生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉、教育、雇用・就労等の関係行政機関相互の緊密な連携を確保するとともに、「第3期京丹後市高齢者保健福祉計画」「京丹後市次世代育成支援対策行動計画」をはじめ「京丹後市地域福祉計画」「京丹後市健康増進計画」等との整合性にも視点を置きながら、総合的な施策の展開を推進します。

NPO：

Nonprofit Organization の略であり、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力などあらゆる分野の活動を行っている民間非営利組織で、法人格の有無や種類は問わないもの。

4．制度の一元化とサービス基盤の整備

障害者自立支援法の成立により、これまで身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた各種サービスは、新たに「自立支援給付」「地域生活支援事業」として見直し一元化されました。

そのため、身近な地域においてこれら新たなサービスを利用することができるよう、各種サービス基盤の整備を行うとともに、身近な地域におけるサービス拠点づくりとして、NPOや地域住民団体等によるインフォーマルサービスの提供など地域の社会資源を活用した基盤整備を進めていきます。

5．市民参加と協働 の推進

京丹後市に住むすべての人々が自分の意思であたりまえに生活できる社会を築くには、行政や障害者団体等をはじめとする関係団体だけが取り組みばよいというわけではありません。地域に暮らす市民一人ひとりの力『地域力』が最も重要な要素となります。障害のあるなしにかかわらず、地域で生活するすべての人々がお互いに人権を尊重しあい、お互いの個性を理解しあいながら、相互交流の輪を広げ、ともに地域のまちづくりを担う一員として、力を合わせて様々なまちづくり活動や地域の福祉活動に取り組むことが大切になります。そのため、市民の参加と協働の推進を図ります。

インフォーマルサービス：

行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに対応するサービスのことを言います。例えば、近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動がこれに当たる。

協働：

一般的には、「同じ目的のために、協力して働くこと」を意味する言葉ですが、この計画においては、障害のある人もない人も、行政機関や企業で働く人も、また、子どもから高齢者まで、京丹後市に暮らす市民すべてが、同じ地域の一員として、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して、地域の課題や目的のために取り組むことを意味します。